

宇部市生活道路維持管理助成制度要綱

(趣 旨)

第1条 この要綱は、公共、公益の目的に資するため、地元関係者が実施する宇部市内の生活道路（以下「道路」という。）の整備工事（以下「整備工事」という。）交付金及び補助金（以下「交付金等」という。）の交付について、必要な事項を定めるものとする。

2 前項の場合において、整備工事を実施する箇所が市有地のときは交付金、市有地以外の土地のときは補助金とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の定義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 道 路 道路法に規定する市道等以外の道路で、公共の用に供されているものをいう。
- (2) 側 溝 道路上の路面排水施設をいう。
- (3) 安全施設 道路上の防護柵、路面表示及び道路反射鏡をいう。
- (4) 除 草 別図1に示す、道路上及び道路端から1メートル以内の除草及び伐採等をいう。
- (5) 側溝清掃 別図2に示す、道路上の路面排水施設の清掃をいう。
- (6) 整備工事 舗装及び安全施設の新設及び補修、側溝の新設及び改良、除草並びに側溝清掃をいう。
- (7) 申請者 地元自治会の会長をいう。複数の自治会に関係する場合は自治会連合会の会長とすることができる。

(対象整備工事)

第3条 地元関係者が施工する整備工事のうち交付金等の交付の対象となるもの（以下「対象整備工事」という。）は、道路の一端が公道に接続し、かつ、次の各号の一に該当するものとする。ただし、営利を目的とするもの、個人的施設に類するもの、又は当該年度の4月1日時点において過去5年以内（除草・側溝清掃は1年以内）に同一箇所において同種の整備工事を実施したものに係る整備工事は、除くこととし、次項においても同様とする。

- (1) 人家の連担が3戸以上であり、かつ、道路幅員が1.5m以上である道路の舗装
- (2) 人家の連担が10戸以上であり、かつ、道路幅員が3.0m以上である道路の側溝
- (3) 人家の連担が3戸以上であり、かつ、道路幅員が1.5m以上である道路の安全施設
- (4) 65歳以上の人口が50%以上で、世帯数が19以下の小規模・高齢化が進行する自治会（申請年度の前年度1月1日現在の住民基本台帳に基づく該当の自治会）の区域内で、人家の連担が3戸以上であり、かつ、道路幅員が1.5m以上である道路において、業者等の第三者に委託して行う除草
ただし、他の助成制度の適用区域は除く。
- (5) 人家の連担が10戸以上であり、かつ、道路幅員が3.0m以上である道路の側溝において、堆積土が水路断面の概ね50%以上あり、業者等の第三者に委託して行

う 清掃

2 前項に掲げるもののほか、道路の両端が公道に接続し、かつ、次の各号の一に該当するものは、対象整備工事とすることができる。

- (1) 道路幅員が1.5m以上である道路の舗装
- (2) 道路幅員が3.0m以上である道路の側溝
- (3) 道路幅員が1.5m以上である道路の安全施設
- (4) 65歳以上の人口が50%以上で、世帯数が19以下の小規模・高齢化が進行する自治会（申請年度の前年度1月1日現在の住民基本台帳に基づく該当の自治会）の区域内で、道路幅員が1.5m以上である道路において、業者等の第三者に委託して行う除草

ただし、他の助成制度の適用区域は除く。

- (5) 道路幅員が3.0m以上である道路の側溝において、堆積土が水路断面の概ね50%以上あり、業者等の第三者に委託して行う清掃

3 前2項に掲げるもののほか、市長が特に必要と認めるものは、対象整備工事とすることができる。

（交付金等の額）

第4条 交付金等の額は、予算の範囲内で別表に定める交付割合により算出した額とする。ただし、その額に1,000円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとする。

（整備工事の実施要件）

第5条 整備工事を実施しようとするときは、次の各号に掲げる要件に適合しなければならない。ただし、市長が災害等で緊急を要すると認めるときは、この限りでない。

- (1) 当該整備工事に係る生活道路維持管理助成制度申請書（様式第1号以下「申請書」という。）が提出されていること。
- (2) 当該整備工事の実施にあたり、当該整備工事の施工箇所の用地所有者及び隣接土地所有者並びに水利関係者の同意を要すると認められるものについては、それら関係者の同意書（様式第2号）が提出されていること。

（交付金等の内示）

第6条 市長は、前条第1号の規定による申請書が提出されたときは、当該整備工事が対象整備工事に適合しているか否かを確認するため、実地調査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による実地調査に伴う整備内容の調整結果に基づき、当該整備工事に対し交付金等の交付をすることが適当か否かを決定するものとする。

3 市長は、前項の規定により交付金等の交付が適当と決定したときは、当該整備工事に係る交付金等の内示額を決定し、生活道路維持管理助成制度内示通知書（様式第3号以下「内示通知書」という。）により、申請者に通知するものとする。

（整備工事の着手及び完了）

第7条 申請者は、内示通知書を受けてから、当該整備工事に着手しなければならない。

2 申請者は、内示通知書に記載された交付金等の内示額の有効期限内に当該整備工事を完了しなければならない。

(報告の義務)

第8条 申請者は、整備工事が完了したときは、当該整備工事に係る生活道路維持管理助成制度完了届(様式第4号以下「完了届」という。)に次の書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 工事の概要がわかる写真
- (2) 出来形図
- (3) その他市長が必要と認めるもの

(交付金等の額の確定)

第9条 市長は、前条の規定による完了届が提出されたときは、実地において完了検査(以下「検査」という。)を行うものとする。

- 2 市長は、前項の検査の結果、実施された整備工事の内容が適正と認めるときは、当該整備工事に係る交付金等の額を確定し、生活道路維持管理助成制度決定通知書(様式第5号以下「決定通知書」という。)により、申請者に通知するものとする。
- 3 市長は、第1項の規定による検査の結果、実施された整備工事の内容に大幅な変更が認められるときは、変更された内容に基づき、当該整備工事について第6条の規定により通知した交付金等の内示額の範囲内で交付金等の額を確定し、決定通知書により、申請者に通知するものとする。

(交付金等の交付)

第10条 前条の規定による決定通知書を受けた申請者は、生活道路維持管理助成制度請求書(様式第6号以下「請求書」という。)を市長に提出するものとする。

- 2 市長は、前項の規定による適正な請求書の提出を受けたときは、当該請求に係る交付金等を交付するものとする。

(取消し又は返還)

第11条 市長は、この要綱による交付金等の交付を受けた申請者が、次の各号のいずれかに該当するときは、当該交付金等の交付決定を取り消し、又はすでに交付した当該交付金等の全額若しくは一部を返還させることができる。

- (1) 提出された書類の記載事項に重大な偽りがあったとき。
- (2) その他不正な行為があったとき。

(紛争の解決)

第12条 申請者は、整備工事の実施にあたり紛争が生じたときは、これを解決しなければならない。

(その他)

第13条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、平成19年4月1日から施行する。

(廃止)

2 宇部市生活道路整備事業実施要綱は、平成19年3月31日をもって廃止する。

附 則

この要綱は、平成22年6月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成23年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和3年4月1日から施行する。

別表

(交付割合及び限度額)

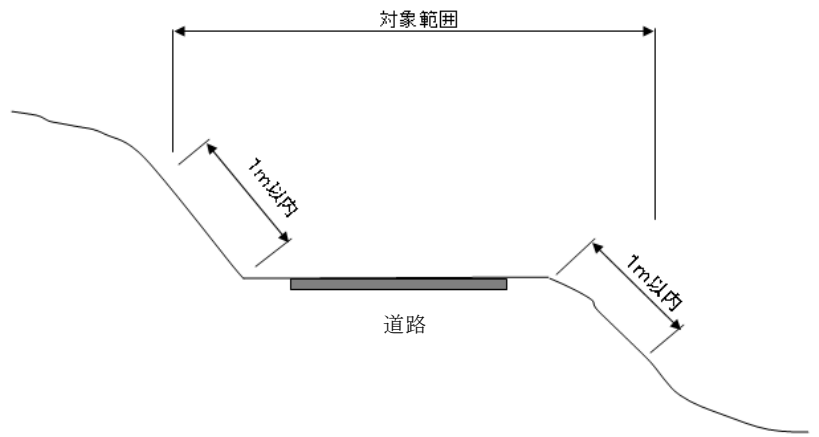
交付金等の交付割合及び限度額は下表に定めるところによる。

対象整備工事	交 付 割 合	限度額 (千円)
舗装の新設及び補修工事	設計基準額の75%	600
側溝の新設及び改良工事	設計基準額の55%	1,100
安全施設の新設及び補修工事	設計基準額の55%	400
除 草	設計基準額の55%	100
側溝清掃	設計基準額の55%	100

備考

- 1 設計基準額とは、毎年度4月に設定した総合単価により算出したものとする。
- 2 限度額は、一申請あたりとする。
- 3 交付の対象となる整備工事費は、工事費用のみで用地費や補償費等は含まないものとする。

別図 1
(交付対象となる除草の範囲)



別図 2
(交付対象となる側溝清掃の範囲)

